

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県教育文化厚生協会（以下「当法人」という）定款第7条第3項に基づき、当法人の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 当法人の目的、事業に賛同する者は、理事会の承認を受け、入会金及び年会費を納入することによって、当法人の正会員となることができる。

(賛助会員)

第3条 当法人の目的、事業に賛同する者は、代表理事の承認を受け、年会費を納入することによって、当法人の賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第4条 代表理事は、新たに前各条の会員になった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第5条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(年会費及び入会金)

第6条 会員は、入会するときに入会金並びに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 入会金及び年会費は会員種別に応じて下記の各号のとおりとする。

(1) 正会員 入会金 5万円 年会費 60,000円（月額 5,000円）

(2) 賛助会員 入会金なし 年会費 1口 5,000円

(会費の使途)

第7条 前条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改正)

第8条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。